

年金 だより



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」 が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

＜ねんきん加入者ダイヤル＞

0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525

〈受付期間〉 平成29年11月1日（水）～平成29年3月15日（木）

〈受付時間〉 ●月～金曜日午前8：30～午後7：00

●第2土曜日午前9：00～午後5：00

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で
行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課国保年金係 ☎0185-85-2137
琴丘総合支所地域生活係 ☎0185-87-3516 山本総合支所地域生活係 ☎0185-83-2115

広告

11/12日

9:30～14:00

人形受付 9:30～10:00

供養 10:20～10:50

皆様大切にされてきた人形ぬいぐるみのご供養をいたします。



クオーレふたつ

JAあきた白神二ツ井支店隣／市役所二ツ井町庁舎向
みどりの会会員様無料／会員以外の方供養料500円



ショー

みどりの会 感謝企画 ～これまでも これからも～

人形供養祭

高山太鼓白神会
太鼓パフォーマンス



キッズコーナー

販売コーナー

無料軽食コーナー

ここに遺影写真撮影会

※事前予約優先です

11/12 ではない価値 (株) JA山本葬祭センター TEL.54-3004 (年中無休・24時間受付)

当社ホームページもご覧ください。

クオーレふたつ 検索